

ヘルメット着用

コマツ物流株式会社
安全物流部
地域物流部

固縛などでキャビンや機械下に頭を入れて作業する場合、ヘルメットをしっかりとかがみ不用意に頭を上げない

《事故概要》

被災者はドライバーの固縛の手伝いをしていた。
MST2200VDのキャビン下に頭を入れ前かがみになり、固縛に使用する角当て用のゴムマットを道具箱より取り出した。
キャビン下まで高さに余裕があると思い、勢いよく頭をキャビン下から抜こうとしたらステップに頭をぶつけた。
その衝撃で眩暈し、コンクリート地面に倒れ首を損傷した。

キャリアダンプのキャビン下での作業

事故での作業状況



写真はMST2200VDR

赤丸はステップ



道具箱

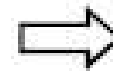


ゴムマット

道具箱



ゴムマットを取る為トレーラー荷台にある道具箱に前かがみになった



ステップがあるのは分かっていたが不用意に頭を上げてぶつけた。

《事故の原因》

①

ココがポイント

あごひもとヘッドバンドはしっかり締る



ココ



ココ

・機械下に入る作業はヘルメットのおごひもをしっかり締め、不用意に頭を上げない。

・作業を行う時は衝撃吸収ライナーの入った墜落・転落用ヘルメット使用を推奨します。

たった50cmの高さから鉄板の上に転倒した時の衝撃荷重を計測すると、保護帽なしでは17kNにもなります。この衝撃は脳しんとうを超えて頭蓋骨骨折を引き起こすほどの値です。この時もし、例え保護帽をかぶっていても、その使用用途が飛来落下物用のみでしたら、無帽に比べて衝撃荷重は約2/3に減りますが、なお脳しんとうの限界域を超え、脳に障害を与える可能性があります。ところが、衝撃吸収ライナーの入った墜落時用保護帽ならば、衝撃荷重は約5kNを下回ります。衝撃荷重は1/3以下まで下がります。